

第五十号議案

江戸川区立えがおの家の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十三年九月二十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立えがおの家の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立えがおの家の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区立えがおの家	新宿区西新宿八丁目三番三 九号 STSビル内	社会福祉法人東京都知的障害者育 成会 理事長 加藤 智恵子	平成二十四年四月一日から平 成二十九年三月三十一日まで

（説明）
江戸川区立えがおの家の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。